鳥取県伝統工芸認定委員会運営要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、鳥取県伝統工芸認定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第２条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25 年鳥取県条例第53 号）別表第1 で定め

る事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

（１）鳥取県郷土工芸品又は郷土民芸品の指定に関する事項

（２）鳥取県伝統工芸士の認定に関する事項

（３）その他鳥取県郷土工芸品、郷土民芸品及び鳥取県伝統工芸士に関する事項

（組 織）

第３条 委員会は、一民工芸品区分当たり委員２名以上で組織する。

（委 員）

第４条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事

が任命する。

２ 委員の任期は、その調査審議する事項の指定、認定等が終了するまでの間とする。

３ 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第５条 必要があれば、委員会に委員長を置き、委員の互選により委員長を決定すること

ができる。

２ 委員長は会務を総理できる。

３ 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはあらかじめ委員長の指名する委

員がその職務を代理することができる。

（会 議）

第６条 委員会の会議は、鳥取県商工労働部長が召集し、委員長が議長となることができ

る。

２ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３ 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決す

るところによる。

（庶 務）

第７条 委員会の庶務は、鳥取県商工労働部兼農林水産部市場開拓局販路拡大・輸出促進課において行う。

附 則

１ この要綱は、平成１６年１２月１７日から施行する。

２ この要綱は、平成２６年７月２日から施行する。

３ この要綱は、平成３０年７月２５日から施行する。